

市政記者各位

## 福岡大学及び福岡市社会福祉協議会との 「福岡市災害ボランティアセンター設置に関する協定」の締結について

### 1 趣旨

福岡市は、大規模災害時に、ボランティアによる被災者の支援活動が円滑かつ効率的に行われるよう、災害ボランティアセンターを設置することとしており、設置場所の拡充を進めています。

この度、福岡大学、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会及び福岡市の3者で、「福岡市災害ボランティアセンター設置に関する協定」を締結しました。

今回の協定により、災害時に福岡大学が所有する有朋会館（2階ラウンジ・会館前屋外広場等）を災害ボランティアセンターの設置場所として提供いただくこととなりました。また、ボランティア活動を希望する学生や教職員に、同センターの運営を協力していただくこととなりました。

### 2 協定概要

#### （1）協定相手方

##### ①福岡大学

学長 永田 潔文（ながた きよふみ）氏

##### ②社会福祉法人福岡市社会福祉協議会

会長 谷川 浩道（たにがわ ひろみち）氏

#### （2）協定締結日

令和7年3月26日（水）

#### （3）設置場所

福岡大学 有朋会館（2階ラウンジ・会館前屋外広場等）

#### 【災害ボランティアセンターとは】

- ・災害時の被災者支援ボランティア活動を円滑に進めるための拠点
- ・住民同士の助け合いだけで対応できない規模の災害時にボランティアの力を借りて復旧・復興を迅速に行うため、被災者とボランティアを結びつける場所

#### 【問い合わせ先】

##### ○福岡市市民局防災企画課（福岡市災害ボランティアセンターの開設）

担当：池田・長嶋 TEL:092-711-4056（内線1727）

##### ○福岡大学（施設の提供）

担当：後山・久保 TEL:092-871-6631（内線2114）

##### ○社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（福岡市災害ボランティアセンターの運営）

担当：池田・遠矢 TEL:092-713-0777

## 福岡市災害ボランティアセンター設置に関する協定書

福岡市(以下「甲」という。)、福岡大学(以下「乙」という。 )及び社会福祉法人福岡市社会福祉協議会(以下「丙」という。 )は、福岡市災害ボランティアセンター(以下「災害ボランティアセンター」という。 )を設置するにあたり、次のとおり協定を締結する。

### (趣旨)

第1条 この協定は、災害が発生した場合、ボランティア活動を推進し、被災住民へのきめ細かな支援並びに被災地の迅速な復旧及び復興に寄与するために、災害ボランティアセンターの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に規定する地震、津波、風水害等により生じる被害をいう。
- (2) 災害ボランティアセンター 災害時にボランティア活動の調整等を行うために、福岡市地域防災計画に基づき設置される機関をいう。

### (設置要請等)

第3条 甲は、災害の発生に伴い多数のボランティアによる支援の必要が見込まれる場合、乙に対し、災害ボランティアセンターを設置するための施設の提供を要請する。

2 前項における要請は、「設置要請書」(様式第1号)をもって行うものとする。また、乙は、「回答書」(様式第2号)をもって、甲の要請に対する回答を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話、電子メール等によることができるものとし、事後に「設置要請書」及び「回答書」の提出を行うものとする。

### (設置場所)

第4条 第3条第1項の要請を受け、乙がこれを認めた場合は、甲は、災害ボランティアセンターを乙の敷地内に設置することができる。

2 乙の敷地内設置場所は、有朋会館(2階ラウンジ・会館前屋外広場等)とする。ただし、乙が必要と認めた場合は、乙が管理する他の場所に設置することができる。

(設置運営)

第5条 災害ボランティアセンターの設置は甲が行い、運営は丙が行うものとする。なお、運営については福岡市災害ボランティアセンター運営マニュアルに基づき実施することとし、特別な事情がある場合は、甲乙丙協議のうえ、別に定めることができる。

2 災害ボランティアセンターの運営にあたっては、乙に在籍する教職員及び学生のうち、希望する者が就業及び学業等に支障のない範囲で協力する。

(設置期間)

第6条 災害ボランティアセンターの設置期間は、おおむね3週間程度を目安とする。ただし、状況により、別途甲乙丙協議のうえ、期間を延長することができる。

(経費の負担)

第7条 災害ボランティアセンターの設置にかかる施設使用料は無償とする。ただし、災害ボランティアセンターの運営に要した光熱水費等は、甲の負担とする。

2 前項に規定する費用については、甲と丙が平成21年4月28日付けで締結した災害時におけるボランティア活動に関する協定書に基づき、丙が乙に支払うものとする。この場合において、丙は、業務終了後、当該業務に要した費用を甲に請求するものとする。

(原状復帰)

第8条 災害ボランティアセンターの閉鎖が決定された場合、甲及び丙は、速やかに設置場所を整理し、原状に復帰させる。

2 前項に規定する費用については、前条第2項の規定を準用する。

(連絡責任者)

第9条 甲、乙及び丙は、この協定にかかる連絡責任者を「連絡先報告届」(様式第3号)により互いに報告するものとし、変更があった場合には直ちに報告するものとする。

(平常時の連携)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定の破棄)

第11条 乙が、暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。))又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲及び丙はこの協定を破棄することができる。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、締結の日から令和8年3月31日までを有効期間とする。ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙丙いずれからも特段の意思表示がなされないときは、1年間延長されたものとみなし、以後も同様とする。

(協議)

第 13 条 この協定に定めのない事項は、甲乙丙協議のうえ、その都度決定するものとする。

2 この協定の内容に疑義が生じた場合は、甲乙丙協議のうえ、解決するものとする。

この協定書を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 7 年 3 月 26 日

甲 福岡市中央区天神一丁目8番1号  
福岡市長 高島 宗一郎

乙 福岡市城南区七隈八丁目 19 番1号  
福岡大学  
学長 永田 潔文

丙 福岡市中央区荒戸三丁目3番 39 号  
社会福祉法人福岡市社会福祉協議会  
会長 谷川 浩道